

## 平成29年第5回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年3月22日（水） 午後1時00分

2 場 所 北上市役所5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則

薄 衣 景 子

高 橋 善 郎

高 橋 きぬ代

5 説明のため出席した職員

### 【 教 育 部 】

教 育 部 長 阿 部 裕 子

総 務 課 長 菅 野 和 之

学校教育課長 高 橋 邦 尚

子育て支援課長補佐 島 津 英 子

文化財課長 高 橋 博

学校給食センター所長 千 田 研 洋

鬼の館館長 高 橋 春 男

中央図書館長 高 橋 景 子

### 【まちづくり部】

まちづくり部参事 照 井 啓 治

生涯学習文化課長 八重樫 信 治

スポーツ推進課長補佐 平 野 大 介

国体推進課長 及 川 健 二

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案3件及び協議7件が原案のとおり可決、承認された。

議案

議案第6号 北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第7号 北上市教育財産管理規則の一部を改正する規則について

議案第8号 北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について

#### 協議

協議第5号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について

協議第6号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則について

協議第7号 北上市幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則について

協議第8号 北上市学童保育所規則について

協議第9号 北上市病後児保育事業費補助金交付要綱について

協議第10号 北上市放課後児童健全育成事業実施要綱について

協議第11号 北上市子ども・子育て会議委員の任命について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午後1時00分)

教 育 長 ただいまから平成29年第5回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1会期の決定を行います。

今定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2教育長事務報告に入ります。

それでは、報告をお願いします。

今定例会では、2月27日(月)に行われました「東陵中学校の将来を考える会」の協議結果の提出 について を報告いたします。

なお、現在開会中の第219回北上市議会3月通常会議につきましても、今週24日(金)に閉会となりますので、閉会いたしましてから、その内容について報告をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2月27日（月）に行われました「東陵中学校の将来を考える会」について報告いたします。

平成22年度に策定しました北上市立小中学校適正配置等基本計画（案）であります。これまで、各地区において、適正配置計画（案）の内容について御説明し、各地区において協議を重ねてまいりましたが、適正配置計画（案）に示されました成田小学校については、地域からの御理解をいただき、飯豊小学校と統合し、廃校とすることとし、すでに平成24年4月に統合となっておりますが、他の該当する小学校については、各地域での協議がまとまらなかったこと等から、特に、東陵中学校区の口内地区・立花地区・黒岩地区・稲瀬地区の4地区では、各小学校の適正配置計画も大事であるが、むしろ、東陵中学校の適正配置について、同時にまたは早急に検討して欲しい旨の付帯意見が寄せられたことから、東陵中学校のあり方について、保護者の意見を集約し、その結果を踏まえて地域と協議の上、新たな小中学校適正配置等基本計画を策定したいと考えておりました。今年度、東陵中学校の保護者及びその学区内の4つの小学校の保護者を代表する方々20名に集まっていただき、昨年10月に「東陵中学校の将来を考える会」を設立していただきました。2月までに4回の協議をしていただいたまとめを今回、2月27日に提出していただいたものであります。御提出いただきました協議結果のまとめでは、「東陵中学校のあり方について、現状のままでよいと考える保護者は少なく、何らかの方法により小規模校の課題を解決する必要がある。次年度以降も子ども達にとってより良い教育環境の構築に向けて、次の通り協議を継続したい。」という内容でありました。その内容とは、

- 1 地域と協議しながら進めることとし、できるだけ保護者の意見を聞いて検討すること。
  - 2 全通常学級数が3クラス以下(生徒数が100人未満)となることが予想される平成37年度までに小規模校の課題が解消されるよう、協議を進めること。
  - 3 保護者の意見の中で最も多かった「統合」を検討する場合には、学校環境(通学、校舎、設備など)の整備と子ども達への配慮を十分に行うことを条件として協議すること
- の3点でありました。

北上市教育委員会では、3月に入って東陵中学校区の4つの地区自治協議会に対して、学区内の保護者アンケート結果の説

明とともに、「東陵中学校の将来を考える会」の意見書提出内容、及び今後の進め方について、御説明に廻っているという状況であります。なお、詳細については、総務課長より、本日の定例教育委員会議の「その他事項」の中で、御説明申し上げます。

ただいまの報告について、御質問がございましたならお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長

それでは日程第3議事に入ります。

初めに、議案第6号「北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」

を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総 務 課 長

ただいま上程になりました議案第6号北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

平成29年度の組織の見直し等により所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提案されました議案第6号について、御質問等がありましたらお願いします。

それでは、詳細について説明を総務課長からごさいます。

総 務 課 長

規則の方を御覧ください。子育て支援課の係の名称の「保育係」を「育児支援係」に変えたいというものです。

それから、ページ裏の方を御覧ください。職の設置でございます。管理栄養士・栄養士・社会福祉主事の職を行政組織規則に追加して設置したいと思います。なお、現在の子育て支援課が教育委員会になる前には、栄養士等は教育委員会には置いていませんでしたが、子育て支援課ができたことにより遅ればせながらですが、規則の方に追加して規定するものです。

教 育 長 御質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 では、議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号「北上市教育財産管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

ただいま上程になりました議案第7号北上市教育財産管理規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

これまで黒沢尻西小学校と和賀西小学校において、校舎の空きスペースを学童保育所に利用しており、その使用形態は、教育財産の目的外使用として、毎年度において使用者からの申請に基づき許可の手続を行っております。その際、使用料は減免し、光熱費等の実費分のみを徴収しております。

市では、公益的な事業の利用に供する場合、行政財産を無償で長期的に貸付できるよう北上市議会3月通常会議に条例改正を提案しており、当該条例改正の可決次第、教育財産についても期間を長く無償で貸付できるようにするため、教育財産管理規則を改正しようとするものであります。

なお、これに合わせて、来年度に開設する岩手県立清風支援学校北上みなみ分教室についても同様に、小中学校校舎の一部を無償で貸付しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提案されました議案第7号について、御質問等がありましたらお願いします。

詳細の説明をお願い致します。

総務課長

内容につきましては、先ほど申し上げましたが、いま学校の校舎の一部を学校以外の目的のために貸す時に、毎年度、「目的外使用許可」という手続きをしておりますが、最近の地方自治法の改正でそういうやり方でなくても、長期的に使用する場合は、5年とか10年貸付出来るという制度になっております。制度改正になって直ちに出来るのですが、問題は、無償で貸付する場合は、議会の議決を得なければならないということで、案件ごとに議決を取るという方法がありますが、だいたい公共的な利用は分かっていますので、そういうものについては条件を付けて、条例に規定し、議会の議決に付すことなく無償で貸し付けできるようにするため、条例改正を提案しております。

教育財産の規則の方では、「貸付」という手続きについて定めがなかったものですから、市長部局の財産規則の「貸付」に習って、それを準用して言葉を変えますというのがこの規則の内容でございます。

教育長

それでは、御質問受けたいと思います。委員の皆さんから御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

現在、該当しているのは、先ほどの紹介では黒西小・和賀西小の学童保育所ですね

総務課長

あとは、学校ではないのですが、口内保育園の学童保育所などがあります。こちらは市の行政財産になります

教育長

よろしいでしょうか。

では、[議案第7号](#)について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長

御異議なしと認めます。よって、[議案第7号](#)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、[議案第8号「北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について」](#)を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総

## 務課長

総務課長 ただいま上程になりました議案第8号北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

図書館の勤務時間について、現在の図書館の開館時間に合わせた勤務時間とするほか、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第8号について、御質問等がありましたらお願いします。

総務課長、補足の説明をお願いします。

総務課長 図書館の開館時間ですが、平成24年から運営形態の見直しをしましょうということで、職員の発議に基づいて、開館時間を1時間延長し、試行という位置づけで4年間行ってまいりましたが、去年の4月から本格実施ということに致しました。ただ、試行間は、勤務時間の規則の改正はしていませんでしたが、今年度の4月から本格実施ということで、あわせて規則の改正をしようとするものです。現在、改正前の内容では、遅番は6時15分までと時間を明記していますが、現在は、平日は開館時間が7時まで、休・祝日は6時までということで、特に何時までと明記せず、館長が開館時間に合わせて勤務時間を割り振るといいう言い方に変えるものです。併せまして、裏面の保育所ですが、内容は変わりません。保育所も、書き方を合わせるということです。勤務時間は、園長先生が割り振りをしますということ、明記するというものです。以上でございます。

教育長 それでは、議案第8号について、皆さんからご質問を受けたいと思います。委員の皆さんから御質問ございましたら、お願い致します。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長           では、**議案第 8 号**について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長           御異議なしと認めます。よって、**議案第 8 号**は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に**日程第 4 協議**に入ります。

初めに、**協議第 5 号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」**を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。

**総務課長**

総 務 課 長           ただいま上程になりました**協議第 5 号北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則**について、協議理由を申し上げます。

若年層の市内定住の促進を目的として、市の奨学金の貸与を受けた者が市内に居住し、就業している場合に奨学金の返還金を減免する制度を新たに創設するため、昨年 7 月の定例会で条例の一部改正について協議し、8 月の市議会通常会議で議決しておりますが、減免の具体的な手続等を定めるため、規則を改正するものです。

以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長           ただいま提出されました**協議第 5 号**について、御質問等がありましたらお願いします。

それでは、補足の説明をお願い致します。

総 務 課 長           それでは、規則の条文を追って説明いたします。

改正後の第 3 条ですが、奨学金貸与について決定した時は、様式によって、その決定通知書、あるいは不貸与の決定通知書を出しますということを明記した様式を定めるものであります。

それから、第 5 条ですが、手続の添付書類として奨学金の返還明細書というものがあります。これは、何年にいくら返すという中身は計画書ですので、その名称を奨学金返還計画書に変更するということです。

それと、2 ページの改正後の第 6 条です。改正前は、猶予と

免除の申請は一つの規定でしたが、今回は猶予と免除の規定を分けて、6条は猶予のみに絞った規定にしたものです。必要な書類を必要な時に、猶予をしたい時は、猶予の書類を提出することです。2項におきましては、その猶予の申請書を市長が受けまして、条例の猶予事由に該当すると認められた時は、猶予の決定通知書により通知しますということを表記したものです。3項は、その猶予をする期間でございます。概ね2年くらい猶予を出来るようになっております。市内に住所は移したが、まだ就職が決まっていないという場合には、この猶予を使ってもいいし、また、就職は決まっていますが、所得確認をするのに1年以上居なければなりませんので、どうしても猶予が必要になりますので、その猶予の最大とする期間は、申請した年の2年後の3月31日までということに定めるものです。

第7条は、減免の規定を新たに加えるものでございます。減免の申請をする時は、申請書を提出してくださいと。2項では、減免の申請を市長が受けて、減免すると決定したら決定通知書により通知しますということになります。それから、3項は減免の単位は毎年申請書を提出してもらって、毎年度ごとに減免をするということになります。

3ページ、第8条の減免の対象者でございます。定住化促進のための、減免を受ける場合の条件です。条例の方では、「住所があること」、「就業していること」としていましたが、さらにその条件を規則で4つほど追加するものです。「住所を有しているというのは、前の年の1月1日に住所があること」、それから、「ある程度所得があること」ということで、所得金額にして35万円を超える者。給与収入であれば、100万円の収入があれば所得がだいたい35万になりますので、100万円の年間収入があれば、減免の対象にはなります。ただし、産前産後休業、育児休業をしている方については、就業しているとみなして、減免の対象にしますということになります。それから、「市税を滞納していない方」、「奨学金の返還をすでに開始している方については奨学金をきちんと返還している者」、ということが条件でございます。

第9条が、その減免をする金額についての規定でございます。表の中の、上の方の欄の10条の第1号と第2号につきましては、これは死亡や病気の場合は、その事情に応じて市長が減免額を決めますということになります。その下の欄の3号が定住化促進の減

免ですが、その時には未済返還額の2分の1を減額します。ただし、他の補助制度があつて2分の1を超えるような補助金を受けている場合は、そこは減額分から差し引きをさせていただきますということで、補助金と合わせて借りた額を超える以上の補助金や減免を受けられるものではありませんということです。

それから、4ページの貸付総額の20分の1を減額するというのは、1度に返されて転出されても困りますので、概ね10年間くらいは定住してもらえるような制度設計としております。

5ページ以下につきましては、様式です。以上です。

教 育 長 縷々、規則について御説明を頂きましたが、わかりましたでしょうか。率直な御質問で結構だと思います。

高橋善郎委員 概ねは、よろしいかと思つて目を通しておりました。ただ、2点ほど。返還猶予の修正の場合、1回限りということになっていますが、これが1回限りでなくなってしまう場合には、どのような扱いになっていくのかということを確認しておきたいのと、6ページの備考欄にある上級の学校に在学するときという文章がありますが、これはどの辺の範囲までを表しているのか具体的にお話しいただければと思います。

教 育 長 はい、ありがとうございます。

2点ですね。2ページ、「1回限り」というところですね。はい、総務課長お願いします。

総 務 課 長 1回限りの趣旨は、最初にこの北上に住んでいただいて、事情があつて勤務先が変わつて、1回出られて、また戻ってきた場合に、減免の対象とはなるのですが、猶予はもうしませんということです。その度に猶予すると、返還期間がどんどん後ろにずれていきますので、再び転入した時は、その年、あるいは次の年は、返還金をいただくことになります。

それから、上級な学校につきましては、今、あまりないのですが高校生で借りている方が大学に進むという場合は、高校で借りた分は猶予します。あるいは、大学に行っている方が、大学院に進む場合は、大学で借りた分は猶予しますということです。

高橋善郎委員 専門学校などは、対象にしないのですか。

総務課長 なります。

高橋善郎委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、御質問ございましたならば…。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 では、協議第5号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 御異議なしと認めます。

ちなみに、総務課長さん。この奨学金貸与についての現状、申し込み状況は、どのようになっているのか、細かな数字ではなくて構いませんので少し紹介していただけますか。

総務課長 私から見ている感じだと、来ている感じは受けているのですが、いつもと同じくらいだそうです。今月いっぱいまでの受け付けですので、まだ期間があるので期待しております。

教育長 それでは、協議に戻ります。

協議第6号「北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則について」及び協議第7号「北上市幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則について」を一括して協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
子育て支援課長

子育て支援課長補佐 ただいま上程になりました協議第6号北上市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則及び協議第7号北上市立幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国の制度改正及び市独自の保育料軽減施策により、利用者負担を軽減するため、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正の内容であります。国の制度改正による保育料軽減施策は、市町村民税非課税世帯の第2子以降の無償化及び年収約360万円未満相当の世帯における軽減を拡大することであり、市独自の保育料軽減施策は、年収約360万円以上640万円未満相当の世帯において、第2子以降の保育料の軽減に係る年齢制限を撤廃すること。ひとり親世帯等の第1子を半額、第2子を以降無償化することであり、

なお、この規則は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御協議賜わりますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提出されました協議第6号及び第7号について、御質問等がありましたらお願いします。

詳細説明、何かございますか。

子育て支援課長補佐

規則の改正を見ても、なかなかわかりにくいと思いますので、別紙として「保育料軽減の拡充について」という資料をつけています。こちらの方を御覧になってください。

国の幼児教育の段階的無償化による保育料軽減の拡充に加え、市独自の保育料軽減の実施により、子育て世代の経済的負担の軽減をはかるものです。市独自の軽減については、他自治体で多く実施されている第3子以降無償化に加え、第2子も軽減対象になることが保障されます。このことによる新たな軽減対象児童は350人程度を見込んでおります。対象は、公立の幼稚園、公立、私立の保育園、小規模保育事業所、認定こども園です。拡充内容は、国の方の段階的な所管、これは制度改正によるもので、①市町村民税非課税世帯の第2子無償化、②③年収360万円未満の世帯に限り、ひとり親世帯は第1子軽減を拡大します。そして、③ひとり親でない世帯、年収360万円未満の世帯の軽減を拡大します、ここまでが国の拡充です。そして、④⑤が市の拡充施策ということで、今回、市の方は年収が360～640万円未満の世帯の部分の軽減拡大しようとするものです。具体的には、④多子の軽減の年齢制限を撤廃して軽減を拡大するという事です。従前は、幼稚園の部分ですが、小学校3年生までの子ども、これを多子ということで軽減の対象に

していました。保育利用、認定こども園、保育園、小規模保育事業所こちらにつきましては、小学校就学前の子どもということで多子の軽減を判定していたものを、子どもの年齢に全く関わらず、カウントすることにより、第2子、第3子扱いに変更となる児童の保育料を軽減しようとするものです。そして、⑤のひとり親世帯の第1子半額、第2子無償化、これも年収360～640万円未満世帯に限りまして軽減を拡大しようとするものです。下の表に、具体的に国の施策と市の施策において、保育料月額が、拡充前と拡充後ではどのくらい変わるかということと、軽減額が書いています。市の方を見て頂きます。④⑤、市の方の保育料が3,150円から40,000円という拡充前の金額が、拡充後は無償又は半額になることにより、一人当たり3,150円～40,000円軽減になります。裏面については、モデルケースということで、国施策・市施策、こうなった場合、このくらい軽減されるということモデル的に書いたものです。市の施策の部分、説明させていただきますので、市の施策④を見て頂きたいと思います。多子軽減の年齢制限撤廃による軽減拡大ということで、どのようになるかということを示しております。年収600万円相当の一般世帯で、ひとり親でない世帯。保育園の子がいる場合ですが、小学校4年生であれば、市の拡充がなければ多子ということでカウントされません。市の施策によって、小4のお子さんは第1子としてカウントされます。3人子どもがいるうちの真ん中のお子さん、5歳児で保育園に入っている場合は、市の施策がないと第1子というカウントですが、市の施策により第2子ということになり、半額で13,500円軽減になります。3人目のお子さん、3歳児のお子さんも保育園に入った場合、拡充がなければ第2子ですが、市の施策の拡充になることにより第3子になり、無料になるということで、13,500円軽減になります。この世帯の場合は、1箇月の保育料が27,000円軽減になるということを示しています。

多子の考え方の拡充というのがなかなか分かりにくくて、こちらの表を見て頂きたいと思います。国の施策では、ここの年収360万円以上の世帯というのは、大学生や高校生の子どもがいても、第1子というカウントはしませんということです。ところが、1号認定といって、幼稚園の場合は小学校3年生以下であれば、第2子。そして、それ以下であれば第1子、第2子とカウントしますが、保育園の場合は、小学校3年生でもカウ

ントはしません。小学校以下の保育園に入っているお子さんだけで、第1子、第2子、第3子というようなカウントをしているものです。これが、今の国の施策ですが、ここの年収360万円以上の世帯の部分で、市の施策では年収640万円以上はこの部分を使ってやります。そして、年収640万円未満についてはこちらのカウントでいきますということです。そうすると、どうなるかと言いますと…とにかく子どもさんが大学生でも高校生でも、一番上の子どもさんを第1子とカウントしますと。保育園でも、幼稚園でも、保育でも、教育でも、そういうふうなカウントをしますということが、ここの表になっています。なおかつ、ひとり親世帯であれば、第2子があって、第1子の半額というのも、もう第1子を第2子とカウントしますので、2人目から全く無し、ずっと全く保育料はかからないという施策を実施しようとするものです。

今回のその規則に書かれている内容について、いろいろと書かれています。大きな目玉として、この部分が市の施策ということになっています。よろしくお願いします。

教 育 長           では、協議第6号・協議第7号について、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

高橋善郎委員       市の取り組みとして、大変素晴らしいものだと思います。国と市の施策を比較みると、北上市は非常にいいと胸を張って言えると思いますが、県全体と比較した時、近隣市町村と比べて、どんなものでしょうか。

子育て支援課長補佐   第3子の無料化は、ほとんどのところで実施されています。今回、第2子から半額というのを実施するということは、今のところあまり聞いておりません。そして、このことによって、市の軽減率ですが、北上市で40%を目標に考えていましたが、今回、この軽減施策を実施した部分に関して、40%に達する見込みになる予定です。

高橋善郎委員       わかりました。ありがとうございます。

教 育 長           そのほか御質問ありませんか。  
それでは、一件ずつの協議とさせていただきます。まずは、

協議第6号について原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第7号について原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第8号北上市学童保育所規則についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
子育て支援課長

子育て支援課長補佐 ただいま上程になりました協議第8号北上市学童保育所規則について、協議理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業を行うことにより児童の健全な育成を図るため、北上市学童保育所を設置し、条例に基づき施設の開所時間など必要な事項について規定しようとするものであります。

施行日は、平成29年5月1日からとするものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第8号について、御質問等がありましたならばお願いします。補足の説明をお願いします。

子育て支援課長補佐 2月定例会で条例について協議し、北上市議会3月通常会議に提案しておりますが、今回の黒沢尻北学童保育所、黒沢尻北小学校の学童保育所ですが、今回、規則を定めようとするものです。内容につきましては、趣旨として、第2条の休業日、第3条の開所時間、補則として必要な事項を市長が別に定めるといことで協議するものです。

教 育 長 学童保育所規則について、協議の説明をして頂きました。よろしいでしょうか。

では、協議第8号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第9号北上市病後児保育事業費補助金交付要綱についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
子育て支援課長

子育て支援課長補佐 ただいま上程になりました協議第9号北上市病後児保育事業費補助金交付要綱について、協議理由を申し上げます。

安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定する病児保育事業のうち、傷病の回復期にある者を一時的に預かる病後児保育事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

施行日は、平成29年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第9号について、御質問等がありましたらお願いします。補足の説明をお願いします。

子育て支援課長補佐 北上市病後児保育事業費交付要綱でございますが、具体的には4月1日に平和会で運営いたします「いとよ保育園」が開設します。そちらで、病後児保育を実施するというところで、子育て支援交付金を活用した補助金を交付することについて、要綱を定めようとするものです。内容は、病児保育事業のうち、傷病の回復期にある者ということで、一時的に預かる病後児の保育事業の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要がある事項を定めるものです。補助対象事業者は、北上市に届出を行なう。保育の対象者としては、生後6箇月から小学校6年生までの傷病の回復期にある者。そして、実施施設は、条件を満たしていなければならないということで、施設の条件を記載しております。定員は2人以上とありますし、面積要件や設備要件などがあります。第5といたしまして、開

所日及び開所時間、第6に補助金の金額の部分に記載しています。基本額が(1)に書いてありますし、(2)・(3)には加算の部分の内分を書いてあります。あとに、別表ということで金額の部分の内訳が書いたものが出てきますので、こちらの方も見て頂ければと思います。第7に交付申請と、第8に請求と第9は補則となっております。以上です。

教 育 長 御説明をいただきました。御質問を受けたいと思います。

高橋きぬ代委員 計画書で補助金申請をし、実績書で調整をはかっていくのですか。

子育て支援課長補佐 計画書の方には、当初の計画を書いていただいて、実績書というのは、事業が終わりましたら実績を出していただくという様式になっています。補助金の請求とともに、第8で審査していくと。実績は、実績書に書いていただきます。

高橋きぬ代委員 精算は実績書です、ということですか。

子育て支援課長補佐 はい、そうです。

教 育 長 そのほか御質問ございませんか。

では、[協議第9号](#)について、原案のとおりにお異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、[協議第10号北上市放課後児童健全育成事業実施要綱について](#)を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
[子育て支援課長](#)

子育て支援課長補佐 ただいま上程になりました[協議第10号北上市放課後児童健全育成事業実施要綱](#)について、協議理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の実施に関し、[対象とする児童や実施時間](#)など必要な事項を定め、[父母会](#)など放課後健全育成事業

を行う団体等に委託して、実施しようとするものであります。  
施行日は、平成29年4月1日からとするものであります。  
以上、よろしく御協議賜わりますようお願い申し上げます。

教 育 長           ただいま提出されました協議第10号について、御質問等がありましたならばお願いします。補足説明をお願いします。

子育て支援課長補佐   北上市放課後児童健全育成事業実施要項を定めることについて協議申し上げます。この健全育成事業ですが、いわゆる学童保育事業ということになります。北上市には14の学童保育所があります。この14の学童保育所において、放課後児童健全育成事業を実施しています。第1に、この実施している事業について、今回必要な事項を定めようとするものです。第2の事業の実施は、事業を放課後健全育成事業者、具体的には学童保育所の父母会等に委託して実施するというものであるということです。対象児童については、市内の小学校に就学している者、清風支援学校小学部に就学している者、北上みなみ分教室に通学している者に限る、その他、特別の事情があると認められた者ということを書いてあります。第4に、実施日及び時間。第5に利用の申込み、第6に退所の届出、第7に利用料の徴収等について。利用料の徴収については、委託している学童保育所父母会等で事業を実施するために必要な経費の一部を、児童保護者から徴収することができるとしています。補則としまして、そのほか必要な事項は、市長が別に定めるということで協議をするものです。よろしくお願い致します。

教 育 長           補足の説明をして頂きました。  
では、協議第10号について、御質問を受けたいと思います。  
いかがでしょうか。

高橋きぬ代委員       徴収額についてですが、実際には、市の方で補助が出ながら、必要な経費は、保護者から徴収しているということですが、だいたい必要な経費のおやつ代とか行事等の実費負担を抜いて、賃金等だと思えますが、そういったものの何%くらいの補助が市から出ている、保護者負担というのはだいたい何%くらいになっているのですか。

子育て支援課長補佐 大変恐縮ですが、パーセンテージというものの資料が、今、手元になくて…。

高橋きぬ代委員 金額で、実例で示していただければ

子育て支援課長補佐 概ね、一人につき1万円以下で設定されておりまして、各学童保育所によって違っております。それから、例えば母子家庭世帯ですと軽減があるということで、いま現時点では学童保育所によって、保育料が違ってきます。それについては、学童保育所さんによって定めておりますので、市の方で関わっていません。各保育所さんで決めておりました。

高橋きぬ代委員 一人につき、月1万円程度は補助が出ている。

子育て支援課長補佐 いえ、保育料最高額は、月に1万円程度を集めています。

教 育 長 徴収です。1人につき、月1万円程度の徴収額を取っているということですね。それに対して、市からどの程度の経費を支出しているのですか、ということですがいかがですか。

子育て支援課長補佐 北上市の学童保育所に対しては、事業費の委託料というものと運営費補助金という市の独自の補助金を出しております。例えば、北上学童保育所ということで4つのクラブを運営している学童保育所について申し上げます。平成27年度、児童数でだいたい555人。その4クラブに対して、事業の委託料、放課後児童対策健全育成事業委託料は、65,438,000円を支出しております。この委託料につきましても、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1持ち出しということでの委託になっています。そのほかに北上市の独自の運営費補助としてということで、4,522,000円という金額を支出してまして、北上学童保育所4クラブに対して、だいたい7千万円くらいの委託料と補助金ということで金額を支出しています。学童保育所では、それに加えて、保護者から北上学童ですと保育料8千円くらいだったと記憶していますが、最高額が月1万円くらい徴収して、その保育料と市の委託料と運営費補助、それを財源にして学童保育所を運営している状況です。

高橋きぬ代委員　それは、以前に比べて補助金というのは、年々増加しているのですか。

子育て支援課長補佐　国の制度も変わって来ていて、事業の委託料については年々増加がございます。加算の考え方も、障害児加算、開所時間の加算であったり、考え方が少しずつ変わってきていて、委託料につきましては少しずつではありますがアップしてきております。

教　育　長　　そのほか御質問がございましたならば、受けたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教　育　長　　では、協議第10号について、原案のとおりにおりに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教　育　長　　御異議なしと認めます。

次に、協議第11号北上市子ども・子育て会議委員の任命についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
子育て支援課長

子育て支援課長補佐　ただいま上程になりました協議第11号北上市子ども・子育て会議委員の任命について、協議理由を申し上げます。

北上市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法で定められた「子ども・子育て支援事業計画」の策定や実施状況等について審議・検討する機関として設置しており、子育て関係者や保護者、児童福祉団体等からの推薦を受けて委員を委嘱しております。この度現委員15名のうち、1名の委員から退任の願が提出されたことから、その後任として、北上市民生児童委員協議会の推薦を受けた八重樫育さんを新たな委員に任命しようとするものです。

任期は前委員の残任期間で、平成29年4月1日から平成29年12月21日とするものであります。

いずれも、人格、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御協議賜わりますようお願い申し上げます。

教 育 長           ただいま提出されました協議第11号について、御質問等がありましたならばお願いします。補足ありますか。

子育て支援課長補佐    特にございませぬ。

高橋善郎委員           前任者の方も主任児童委員の方がされていたのでしょうか。

子育て支援課長補佐    前任者の方も主任児童委員をされていました。

教 育 長           主任児童委員協議会からの選出ということで、前の小田島委員が主任児童委員を退任されたので、こちらの会の方は辞任致しますと願い出たので、代替りの方を推薦して下さいとお願いしたところ、八重樫さんを推薦いただいたということです。

では、協議第11号について、原案のとおりにお異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長           御異議なしと認めます。

以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会 午後3時7分）